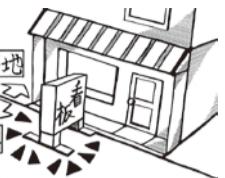


道路に無断でモノを置いていませんか



道路管理者の許可なく、公道上に物件を設置すること(不法占用)は、道路にモノ(看板、のぼり旗等)を置くと、歩行者や自転車等の通行を妨げ、車の視界を遮り、交通事故の原因となります。大変危険ですので、自主的に撤去をお願いします。

道路上に物件を設置する場合には、道路法に基づき道路管理者の許可が必要です。

①道路上における営業用の看板、立看板及びのぼり旗並びに電柱へのはり札等の占用は原則認められません。
②無断で設置された看板やのぼり旗等が、道路上に倒れて通行人が怪我をした場合、または車の視界を遮つて交通事故が起きた場合は、損害を受けた相手から民法の不法行為による損害賠償を請求されることがあります。

③道路上に不法占用物件を設置している方は、至急撤去をお願いします。自主撤去が除却を命令または直接除去做ることがあります。

◆問合先
本土木管理課 ☎ (21) 2404
便利でお得な口座振替

国民年金のお知らせ

●国民年金保険料の納付に

猶予の審査を行います。所

得によって全額免除・納付

されている方

※日本年金機構が前年の所

得によって全額免除・納付

されています。(扶養人数が0人

止まります。

◆参考

得が約360万4千円以上

で一部停止、約462万1

千円以上で全部停止となっ

ています。(扶養人数が0人

止まります。

◆参考

得が約360万4千円以上

で一部